

## 22.鹿嶋市立図書館資料除籍基準

平成28年4月1日

### (目的)

この基準は、鹿嶋市立図書館が所蔵する資料について、除籍・廃棄する場合の基準を定め、市民のニーズに即したサービスを展開するための蔵書構成を図ることを目的とする。

### (除籍の基準)

#### 1 不用図書

- (1) 出版後15年以上経過したもので、以下のいずれかに当てはまるもの
  - ア 資料の内容が社会の実状にそぐわないもの
  - イ 利用が著しく低下したもの
  - ウ 類書が必要十分あるもの
- (2) 出版後5年以上経過したもので、版の更新がなされたもの
- (3) 利用が著しく低下した複本
- (4) 汚損、破損が著しく補修が困難、または補修する価値がないと認められたもの

#### 2 不用AV資料

- (1) 3曲以上視聴不可のCD及び5回以上研磨しても視聴に支障があるDVD
- (2) 汚損、破損が著しく補修が困難、または補修する価値がないと認められたビデオテープ及びカセットテープ

#### 3 亡失資料

- (1) 蔵書点検の結果、3年以上調査してもなお不明なもの
- (2) 貸出資料のうち督促等の努力にも関わらず、3年以上回収不可能なもの
- (3) 災害、その他の不可避な事故により回収不可能なもので、鹿嶋市立中央図書館長（以下「館長」という。）が認めたもの
- (4) 利用者が弁償済みのもの

#### 4 その他資料

- (1) 館長が他の部署や類縁機関に移管した方が妥当と判断したもの
- (2) その他、館長が保存の必要がないと認めたもの

### (除籍対象としない資料)

#### 1 鹿嶋市に関する郷土資料及び行政資料

- 2 県内の公共図書館に所蔵のないもの
- 3 その他，館長が保存の必要があると認めたもの  
(除籍の手続き)

除籍の基準に掲げる不用図書，不用AV資料，亡失資料及びその他資料については，館長の決裁を経て除籍とする。

(除籍資料の有効利用)

- 1 図書館の除籍資料は，必要に応じて関係機関・学校・幼稚園・保育園等の団体及び個人に無償で譲与することができる。ただし，営利を目的とする団体・個人等は除くものとする。有効利用が図れなかった資料は廃棄とする
- 2 AV資料については機器等の破損のおそれがあるので，譲与は行わないものとする。

## 鹿嶋市立図書館新聞・雑誌除籍基準

### (目的)

この基準は、鹿嶋市立図書館が所蔵する新聞、雑誌についての、除籍・廃棄する場合の基準を定め、市民のニーズに即したサービスを展開することを目的とする。

### (保存年限)

保存年限は、その都度館内職員で検討し、決定する。

### (除籍の手続き)

除籍の手続きは、「鹿嶋市立図書館資料除籍基準」に準ずる。

### (除籍資料の有効利用)

保存年限の過ぎた雑誌と英字新聞は、月1度の雑誌リサイクルで個人に無償で譲与することができる。ただし、営利行為を目的とする個人は除くものとする。他の新聞は、リサイクル資料として活用する。

### 附 則

この除籍基準は、平成28年4月1日から施行する。